

# 学校部活動運営方針

鈴鹿市立大木中学校

令和3年4月

— 目 次 —

|   |                       |   |
|---|-----------------------|---|
| 1 | 学校部活動運営方針の策定          | 1 |
| 2 | 部活動の意義                | 2 |
|   | （1）生徒をとりまく環境変化        |   |
|   | （2）学校における部活動の意義及び位置づけ |   |
|   | （3）生徒にとっての部活動の意義      |   |
| 3 | 部活動の運営                | 3 |
|   | （1）休養日及び活動時間の設定       |   |
|   | （2）年間計画及び月間計画の作成      |   |
|   | （3）運営体制               |   |
| 4 | 部活動指導上の留意点            | 5 |
|   | （1）体罰等の根絶             |   |
|   | （2）安全対策               |   |

## 1 学校部活動運営方針の策定

長時間に及ぶ部活動による生徒の心身の健康への影響や、部活動指導者の勤務の長時間化や負担の増加などを背景に、国ではスポーツ庁が、平成30年3月「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、学校における運動部活動の実施について、一定の方向性を示しました。

このことから、三重県教育委員会でも、部活動が学校教育の一環としての教育効果を高めるとともに生徒の健全な成長や教職員の負担軽減を考慮した「三重県部活動ガイドライン」を平成30年3月に策定し平成31年3月に改訂しました。

また、文化部の活動についても文化庁が、平成30年12月「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、運動部活動と同様の方向性が示されました。

さらに、平成30年2月に文部科学省が通知した「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について」では、部活動に携わる教職員の勤務時間の縮減などが示されました。

鈴鹿市教育委員会では、このような国及び三重県の方針を受けながら、「生徒の健全な成長」と「教員の働き方の見直し」の視点から「鈴鹿市運動部活動指針（文化部を含む）」を改訂しました。

そこで、中学校では「鈴鹿市運動部活動指針（文化部を含む）改訂版」に基づき「学校部活動運営方針」を作成するものです。

## 2 部活動の意義

### （1）生徒をとりまく環境変化

情報化、機械化の進展は目覚しく、生活の利便性や効率化が得られています。また、スポーツや音楽、美術などの文化面で多様な活動が広がり、個性の発揮や伸長が図られています。その一方で、体力の低下、コミュニケーションや人間関係の希薄さ、ゲームやインターネット等への依存など思春期の心身の健全な成長が憂慮されてもいます。

### （2）学校における部活動の意義及び位置づけ

平成29年3月に公示された「中学校学習指導要領」には部活動について次のように明記されています。

## 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連（第1章第5の1のウ）

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

このことから、学校教育の一環として行われる部活動は、豊かな心と健やかな体の育成にとって重要な教育活動であり、生徒の自主的・自発的な参加により行われる活動であるとともに、学校教育の一環として教育課程（各教科、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間等）と関連付けて指導することが大切と考えます。

### （3）生徒にとっての部活動の意義

生徒にとって中学校における部活動は、ほとんどすべての生徒が何らかの部活動に所属するなど、とても大きな楽しみであり、やりがいを感じる活動となっています。

社会での多様な活動が広がる中であっても、学校における部活動には、生徒にとって次のような意義や効果があるといえます。

- ・個性や能力の伸長及び健康増進や体力の向上
- ・年齢を超えた仲間づくり，集団づくり，コミュニケーション力の向上
- ・他者を尊重し，他者と協力や協同する精神の涵養
- ・公正さや規律を尊ぶ態度の醸成
- ・自主性，協調性，責任感，連帯感等を育成する。
- ・粘り強さ，克己心，実践的な思考力，判断力の育成
- ・達成感や充実感の充足
- ・生涯にわたるスポーツや文化的活動の習得

## 3 部活動の運営

### （1）休養日及び活動時間の設定

生徒の心身の健康や疲労回復，成長期におけるスポーツ傷害や事故等の防止，教職員の総勤務時間軽減などの観点から，休養日及び活動時間は次のとおりとします。

#### <休養日の設定>

週当たり2日は休養日を設定します。そのうち、1日は土曜日又は日曜日とします。

市内一斉に教職員の研修が実施される鈴教研班研修開催日や定期テストが始まる7日前からは休養日（朝練は4日前）とし、職員会議や校内で研修を行う日等は、休養日に当てることを原則とします。

なお、大会やコンクール等の開催等により、上記のとおり休養日が設定できない場合は、事前に活動計画により校長の承認を得た上で、できる限り同一週に休養日を設定します。

また、3日以上の日が連続する場合は、2日あたりに1日の休養日を設定します。

長期休業期間中は、部活動以外にも家庭や地域での多様な活動に参加できるように連続した休養日を設定するようにします。

#### <活動時間の設定>

効率的な練習を行うことで、平日は、2時間以内とし、週休日及び休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、3時間以内とします。

土・日曜日や休日、また始業前に活動する場合は、生徒、保護者の理解を得たうえで、安全面に配慮することはもとより、生徒の心身の健康状態や学習活動に対する影響を考え、計画します。

始業前に活動する場合は、午前7時30分から8時05分までとします。

（登校は7時15分以降）また、放課後の活動は、帰りの会終了後から完全下校時刻に間に合う時刻までの間とします。

なお、大会やコンクール等、やむを得ない事情から活動時間を延長する場合は、事前に活動計画等により、校長の承認を得ることとします。

※ 活動時間とは、スポーツ・芸術文化等の活動に充てる時間をいいます。

※ 活動場所への移動、準備や後片付けを含め、効率的・効果的に行い、できるだけ短時間に終えることとします。

#### (2) 年間計画及び月間計画の作成

生徒が部活動にやりがいを感じ、中学校生活を有意義なものにする一方で、心身の健全な発達や疲労回復、社会での多様な活動に目を向け、視野を広げることができる時間の確保などにも配慮するため、年間を通したバランスのとれた活動に配慮し、次のことに留意して活動を計画します。

- ・ 1年間の試合期、充実期、休息期に分けて、活動の計画を立てること
- ・ 参加する大会や練習試合を精選すること
- ・ より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること
- ・ 1週間の中で適切な間隔により活動を休む日や振り返ったり、考えたりする日を設けこと
- ・ 1日の練習時間を適切に設定すること

#### ① 年間実施計画

1年間の活動への見通しを持ち、目標等を明確にするため、毎年度当初4月中に年間実施計画を作成し、校長の承認を得た上で生徒及び保護者に配布します。

なお、年間実施計画には、少なくとも大会やコンクール等への参加予定の日程や、休養日の予定を記載します。

#### ② 月間実施計画

毎月の活動により具体的な見通しや目標を持ち、活動の充実を目指すため、活動を行う前の月の末日までに月間実施計画を作成し、校長の承認を得た上で生徒及び保護者に配布します。

なお、月間実施計画には、少なくとも活動を行う月に実施される練習試合や大会、コンクール等への参加日程、日々の活動時間、休養日の予定を記載します。

### (3) 運営体制

部活動を実施する場合は、適切な指導を実施し、安全管理を徹底するため部活動の顧問等が活動場所で立ち会うことを原則とします。

また、一つの部活動には、原則2人以上の顧問を置き、複数の教員による組織的な運営が実施できるようにします。

部活動の運営では、生徒の自主的・意欲的・友好的な活動や、肯定的・承認的な声かけなどを指導の基本とし、適切な休養日や活動時間の基に効率的で効果的な活動を通じて、仲間とともに達成感や充実感を味わうことをめざします。

なお、部活動の新設や廃部については、生徒の在籍状況、必要性、活動場所、指導者の確保などを慎重に見据え、検討を加えた上で校長が決定します。

## 4 部活動指導上の留意点

### (1) 体罰等の根絶

学校教育法第11条、文部科学省「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（平成25年3月13日通知）」、文部科学省「運動部活動での指導のガイド

ライン（平成25年5月）」，スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月）」，文化庁「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月）」での規定に基づき，体罰，パワーハラスメント，セクシャルハラスメントと判断される発言や行為等，生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は決して行うことのない顧問と生徒とが，信頼関係で結ばれる指導を行います。

## （2）安全対策

### ①熱中症対策

夏季をはじめとした気温の高温化が進む現状の中，熱中症は命の危険につながる重大な事故との認識を持ち，次のような点に十分な注意を行った指導を行います。

- ・ 体調等の健康観察の実施
- ・ 気温，湿度などの確認やWBGTに基づく危険性の判断
- ・ 活動場所の換気や風通しの確保
- ・ 休憩時間やこまめで十分な水分補給の確保
- ・ 安全で，活動しやすく発汗性や通気性を考慮した服装
- ・ 十分な準備運動，整理運動の実施
- ・ 気候や生徒の発育・発達及び技能水準に適した活動内容や段階的な指導

### ②活動場所等の安全確保

活動場所や使用する器具及び用具の危険性や不備等の安全点検や安全管理は，事故や傷害の予防のために重要なこととの認識を持ち，次のような点に十分な注意を行った指導を行います。

- ・ 活動前後には，活動場所や使用する器具及び用具の点検及び整備を実施します。
- ・ 活動場所や使用する器具及び用具の点検は，毎月1回以上実施します。
- ・ 危険が認められたり，予想されたりする場合は，速やかに管理職に報告します。
- ・ 危険性のある活動場所や器具及び用具は，改善されるまで使用を中止します。
- ・ 活動場所や使用する器具及び用具の適切で安全な使用方法について事前指導します。

### ③自然災害や突発的な事故等の防止

雷，局地的な大雨，地震，津波などの自然災害や，活動中の突発的な事故の危険性を絶えず認識し，次のような点に十分な注意を行った指導を行います。

- ・ 天気予報や気象状況に注視し，活動の中止や変更などを行います。
- ・ 活動上のルールを徹底し，乱暴かつ粗雑な行動を防止します。
- ・ 活動スペースの確保など，運動中の衝突等を防止します。
- ・ 交通マナーやルールの遵守を指導します。

#### ④ 傷害等への対応

万が一，部活動中に傷害等を及ぼす事故が発生した場合は，管理職や養護教諭への迅速な報告を行うとともに応急処置を行います。

傷害等の部位や程度に応じては，医療機関への搬送や救急車の要請を行うなど，人命第一の対応を行います。

また，傷害等には日本スポーツ振興センターでの治療費等の保障手続きを行います。